

鎌倉市健康づくり計画及び鎌倉食育推進計画の一体的策定支援業務事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

別添仕様書のとおり。

2 業務の概要

(1) 業務名

鎌倉市健康づくり計画及び鎌倉食育推進計画の一体的策定支援業務

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日（令和6年（2024年）7月予定）から令和8年（2026年）3月31日までとします。

(4) 提案上限額

11,434,000円（税込）

令和6年度 予定上限額：6,254,000円（消費税・地方消費税込）

令和7年度 予定上限額：5,180,000円（消費税・地方消費税込）

※金額は、契約金額や予定価格を示すものではない。提案にあたっては上限額を超えないものとします。

(5) 委託料の支払い

委託料の支払いについては部分払い（2回）とします。

別紙仕様書17で示す業務及び19で示すそれぞれの年度の成果品について、検査を受け合格した後、上記（4）で示す上限限度額内で契約締結された金額を支払います。

3 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

(1) 令和6年（2024年）度鎌倉市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年（1947年）政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。

- (3) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準（平成 21 年（2009 年））の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年（2002 年）法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年（1999 年）法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (5) 鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年（2011 年）10 月条例第 11 号）第 2 条第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当しないこと。
- (6) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。

4 全体スケジュール（予定）

内 容	期 間 等
公募の開始	令和 6 年（2024 年）4 月 19 日（金）午前 9 時から市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。
質問の受付 （電子メール）	令和 6 年（2024 年）4 月 19 日（金）午前 9 時から令和 6 年（2024 年）4 月 30 日（火）正午まで ※ メール送信後、鎌倉市役所市民健康課に送信確認の電話をしてください。 ※ 質問の回答は、令和 6 年（2024 年）5 月 9 日（木）までに市ホームページ上で公開します。
参加意向の表明 （電子メール）	令和 6 年（2024 年）4 月 19 日（金）午前 9 時から令和 6 年（2024 年）5 月 13 日（月）正午まで
提案書等の提出 （持参）	令和 6 年（2024 年）5 月 14 日（火）から令和 6 年（2024 年）5 月 20 日（月）までの午前 9 時から午後 5 時までに鎌倉市役所市民健康課に持参してください。
プレゼンテーション	令和 6 年（2024 年）5 月 27 日（月）又は 28 日（火）を予定
結果通知	令和 6 年（2024 年）6 月 5 日（水）の午後 5 時までに、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

5 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式 1）（以下「様式 1」という。）」を提出してください。

(1) 受付期間

令和6年(2024年)4月19日(金)午前9時から令和6年(2024年)4月30日(火)正午まで

(2) 提出方法

- ア 「様式1」に必要事項を記入し、電子メールに添付して、鎌倉市役所市民健康課(メールアドレス：shikenko@city.kamakura.kanagawa.jp)へ提出してください。
- イ 電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」としてください。
- ウ メール送信後、鎌倉市役所市民健康課に送信確認の電話をしてください。
- エ 電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)については回答しません。
- オ 送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施し送信してください。

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和6年(2024年)5月9日(木)までに市ホームページ上にて公開します。

6 参加意向の表明

このプロポーザルへの参加意向を表明する場合は、「公募型プロポーザル参加意向表明書(様式2)(以下「様式2」という。)」を提出してください。

(1) 提出期間

令和6年(2024年)4月19日(金)午前9時から令和6年(2024年)5月13日(月)正午まで

(2) 提出書類・方法

- ア 「様式2」に必要事項を記入し、電子メールに添付して、鎌倉市役所市民健康課(メールアドレス：shikenko@city.kamakura.kanagawa.jp)へ提出してください。
- イ 電子メールの表題は、「プロポーザル参加意向(事業者名)」としてください。

7 参加申込み及び提案書類の提出

このプロポーザルに参加する場合は、「公募型プロポーザル参加届出書 兼 誓約書(様式3)(以下「様式3」という。)」及び審査に必要な書類(以下「提出書類」という。)を提出してください。

提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。

なお、複数の事業者が共同して応募する場合は、代表事業者1者を選定し、代表事業者が様式3の策定及び提出書類の提出を行ってください。

(1) 提出期間

令和6年（2024年）5月14日（火）から令和6年（2024年）5月20日（月）までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

	提出書類	提出部数	注意事項
①	公募型プロポーザル参加届出書 兼 誓約書	1部	様式3 ※ 事業者印及び代表者印を押印したもの
②	仕様書を踏まえた業務内容提案書	11部	自由様式 ※ 提案内容はA4判（縦297mm×横210mm）両面印刷で20ページ以内としてください（ページ番号を付すること）。 ※ 提案内容のほか、 ・見積り金額 ・見積り金額積算根拠 ・業務工程表 を提案書の末尾に含めることとしてください。
③	業務経歴書	11部	指定様式による（様式4） ※ 同類・類似計画等策定実績を記載してください。
④	実施体制調書	11部	指定様式による（様式5-1）
⑤	配置予定者調書 （管理責任者・担当者）	11部	指定様式による（様式5-2）
⑥	見積書	2部	A4判（縦297mm×横210mm・任意様式） ※ 業務名称、消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込み価格を記載してください。 ※ 積算根拠となる費目（人件費、事業費等）、単価等を年度別に記載してください。
⑦	その他	2部	会社概要等のパンフレット 法人登記履歴事項全部証明書

※ プレゼンテーション及び採点は匿名で実施しますので、②～⑤の提出資料へは、事業者名や、事業者が特定できるような記述を行わないようにしてください。

※ ②提案書については、要点を簡潔にまとめ、概略がわかるものとしてください。

※ ②～⑤の提出資料は、記載の順番にひとつにまとめ提出してください。

8 仕様書を踏まえた業務内容提案書の項目

仕様書及び本実施要領を踏まえ、次の項目については必ず提案すること。なお、企画提案した事項については、すべて見積価格の範囲内で実施するものとします。

(1) 本業務の目的

業務の目的と本市の現状と課題について記載すること。

(2) 個人情報の取り扱いについて

個人情報漏えい事故を未然に防止する取組みについて記載してください。

(3) 地域特性の把握支援及びそれぞれの地域課題の整理・分析支援

- ・健康づくり等の実態調査や統計データに基づく本市の課題の現状分析と手法の提案、課題整理方針
- ・アンケートの回答率を上げるための工夫、今後の施策や計画の進捗管理につなげられるような調査分析の提案
- ・国や他自治体の動向等の把握
- ・健康増進計画・食育推進計画において重視すべき事項

(4) 審議会及びパブリックコメント等に係る資料作成支援

(5) 計画素案等の作成支援

(6) 仕様書の記載事項に付加して独自提案がある場合は、その内容を記載してください。

9 辞退について

参加申し込みを辞退する場合は、令和6年（2024年）5月23日（木）午後5時までに参加辞退届（様式自由）を提出してください。

10 選考基準及び選考方法

(1) 選考基準

別添「鎌倉市健康づくり計画及び鎌倉食育推進計画の一体的策定支援業務 選考基準表」のとおりです。

(2) 選考方法

市で設置する選考委員会において、選考基準を定め、事業者からの提案を評価・選考します。選考委員会各委員の評価点を合計した得点の最も高い事業者を本業務の契約予定事業者として決定します。なお、参加事業者が1者の場合も選考を行います。

評価の結果、最高得点に同数が出た場合は見積額がより廉価であった事業者を契約予定事業者とし、さらに、見積額が同額であった場合は、選考委員会の合議により決定します。また、選考にあたっては最低基準を設けるものとし、その基準を上回ることを要件とし、すべての企画提案が最低基準を満たさなかった場合には、再度公募を行うものとし、ます。

(3) プレゼンテーション実施日

令和6年(2024年)5月27日(月)又は28日(火)を予定

(4) プレゼンテーション会場等

日時及び場所等の詳細については別途電子メール等にて前日までに連絡します。

(5) プレゼンテーション出席者

3名以内。管理責任者・担当者となる方は必ず出席してください。

プレゼンテーションは、業務に従事する担当者が行ってください。

(6) プレゼンテーション時間等

15分間のプレゼンテーションの後(15分を過ぎましたら途中であっても終了とします。)、提出書類の内容等に関する質疑応答(10分程度)を行います。プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、鎌倉市役所市民健康課に事前に連絡し相談することとし、プロジェクター・スクリーンを除く機器については、参加事業者において用意し、持ち込むことを基本とします。

プレゼンテーションは、企画提案書提出時の資料で行い、追加資料の提出は認めません。

プレゼンテーション時間・方法については、プロポーザル参加事業者数により変更することがあります。

11 結果の通知

選考結果については、令和6年(2024年)6月5日(水)の午後5時までに、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 本要領に定める内容に合致しない提案があった場合

- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出書類の「実施体制調書（様式5-1）」に記載する管理責任者及び担当者（以下、「管理責任者等」という。）は、このプロポーザルの実施の公告の日以前に参加事業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとします。

また、鎌倉市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。

- (4) 鎌倉市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（任意様式）」に記載する内容を基に鎌倉市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、鎌倉市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、鎌倉市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年（2001年）9月条例第4号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (8) この委託業務の契約においては、契約書の作成を必要とします。当該契約書には、業務の全部を一括した再委託の禁止に関する定めを設けるものとします。
- (9) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年（1947年）法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年（1947年）政令第16号）、鎌倉市財務規則（平成7年（1995年）規則第34号）等関係法令等の定めるところによります。

14 担当課

鎌倉市 健康福祉部 市民健康課（担当：門田）

所在地 〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所本庁舎1階30番窓口

電話 0467-23-3000

メールアドレス shikenko@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページURL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp>

※ お問い合わせについては土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午、午後1時から4時まで受け付けています。